

令和4年12月23日

川西市教育長
石田 剛 様

川西市立学校校区審議会
会長 山内 乾 史

校区外就学希望制度の検証について（答申）

標記の件について、慎重に審議した結果、次のとおり答申いたします。

答 申 書

答申事項

校区外就学希望制度の検証について

川西市立学校校区審議会

校区外就学希望制度の検証について

1. 審議会の結論

平成17年度に本制度を導入して以降、抽選後の辞退に伴う繰り上げ措置や、本制度により就学した小学校の属する中学校区への就学を優先する措置（小中連動）、本制度により既に兄弟姉妹が希望校に在籍している児童・生徒は申請時と同様に受け入れ時も優先する措置（兄弟優先）を導入するなど、制度運用面での見直しがなされてきた。

このたびの諮問事項である平成27年度から8年間の制度検証においては、一部の学校で抽選があり、落選する者が出ているものの、全体としては5%の枠で適切に運用されていると判断する。

また、就学希望申請をすることのできる学校数が住所地によって異なる点については、通学上の安全面を考慮した結果として申請可能な範囲を隣接校に限定していることに照らすと、妥当性があるものと考えられる。

以上のことから、校区外就学希望制度は現状での運用を行うことが妥当であるとする。

なお、引き続き申請状況を毎年確認することとし、5年ごとの検証時期にとらわれず、柔軟に制度の見直し等に対応することができるよう申し添える。

2. 校区外就学希望制度に係るこれまでの検証経過

本制度は、通学距離や生活圏等の問題、校区に関する要望等についての問題などを解決するため、平成17年度の新入学生から導入されたものである。これは、個別の事情による従来の就学校変更申請とは別に、保護者や子どもの希望を取り入れた、新しい制度として実施されたものである。

ただし、自由校区による学校選択制とは異なり、5%の限度枠や隣接校区に限定するなど一定の制限を設けており、運用状況によっては制度の見直し等、必要となる可能性が考えられる。

このため、制度導入時の答申では制度の定期的な検証を要請しており、これにより2年経過後の平成18年度に1回目の制度検証を行っている。この時には、人数制限による抽選の実施に伴う救済措置として繰り上げ措置を制度化するよう提言したが、制度の内容改訂等については、特段の対応を要すべき状況にはないという答申を行った。

また、平成21年度に行った5年経過後の制度検証においても、「抽選による落選者が出るという課題はあるものの、5%枠内で安定的に運用されていることから直ちに制度の見直しを行う状況はない」という答申を行った。

平成24年度には、「本制度を利用して就学した小学校の属する中学校区への就学（小中連動）及び本制度上の兄弟姉妹優先の者も受入枠にかかわらず就学できる（兄弟優先）ことが望ましい」との答申に基づいて、平成26年度入学者から運用している。

平成26年度には、平成22年度から5年間の検証を行い、「一部の地域で抽選があり落選する者が出ているものの、全体としては5%の枠で運用されており、現状で運用を行うことが妥当である。引き続き、申請状況は毎年確認し、5年ごとの検証時期にとらわれず制度の見直し等対応する必要がある」という答申を行った。

令和2年度には平成27年度から5年間の制度検証を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度および3年度に審議を実施できなかったため、このたび中断期間である令和2年度から令和4年度入学分の実施状況を含めた計8年間の運用状況を確認し、今後の対応について審議を行った。

3. 審議会での審議

審議会は、教育委員会から提出のあった「校区外就学希望申請状況」、「校区外就学希望申請に係る申請理由別集計表」及び「現状における課題」を基に制度検証を行った。

(1) 校区外就学希望制度の運用実績

8年度間の運用結果は、次のとおりである。なお、受入枠については、各年度とも抽選はなく希望どおり就学が認められた。

① 小学校

年度	申請者 (全体)	優先枠 (兄姉)	5%限度枠				
			抽選校	限度枠	申請者	優先枠	落選者
H27	44	11	川西北	4	10	4	2
H28	41	11	〃	5	9	1	3
H29	45	15	〃	5	11	3	3
H30	48	10	川西北	5	12	2	5
			多田	4	8	2	2
			清和台	3	4	0	1
H31	57	21	川西北	5	14	6	3
			多田	5	10	4	1
			緑台	3	6	2	1
R2	53	12	川西北	5	11	2	4
			多田東	6	10	2	2
R3	56	16	川西北	6	15	3	6
			多田	5	11	3	3
			清和台	2	5	1	2
R4	45	19	川西北	6	10	2	2

② 中学校

年度	申請者 (全体)	優先枠		5%限度枠					
		兄姉	小中 連動	抽選校	限度枠	申請者	兄姉 優先	小中 連動	落選者
H27	54	6	14	—	—	—	—	—	—
H28	58	6	15	緑台	6	12	1	0	5
H29	64	3	12	〃	6	9	1	0	2
				清和台	11	18	2	0	5
H30	56	3	11	緑台	6	8	1	0	1
H31	50	5	9	〃	5	6	0	0	1
				清和台	12	13	0	0	1
R2	74	6	10	〃	12	22	2	0	8
				東谷	14	19	2	0	3
R3	54	7	12	清和台	11	24	2	0	11
R4	54	6	7	〃	11	22	2	0	9

(2) 運用実績に対する分析・評価

現状における課題として、「①一部の地域で、毎年5%枠の抽選が発生している」、「②就学希望が可能な学校数が住所地によって異なる」ことが挙げられている。

まず①については、一部の地域において、毎年5%枠の抽選はあったが、8年間の運用状況から見ると、全体としては概ね5%の枠内で運用できているものと考えられる。

また②については、就学希望が可能な学校を隣接校に限定している理由が、通学上の安全を考慮し、通学可能な学校という観点から隣接校のみとしていることに照らすと、引き続き現状で運用することが妥当であると考ええる。

なお、全体としては概ね5%の枠内で運用できているものと考ええるが、特定の地域において毎年一定数の落選者が出ている状況であるため、個々の児童・生徒の状況や事情に応じた対応を図ることも必要であると考ええる。